

# 富士見市自治基本条例の見直しに関する報告書

平成26年1月24日

富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会

## 1. はじめに

平成16年に施行した富士見市自治基本条例は、第28条「条例の見直し」において、条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講ずるもの、と定めている。

富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会（以下、庁内委員会という）は、この条文に基づき平成20年度に見直し作業の取組みを行い「富士見市自治基本条例の見直しに関する報告書」としてまとめた。この結論は、「課題は残すものの現時点では条例改正するまでの事案は見当たらない」とし、その後、5年目にあたる今年度において2回目の見直し作業に取組み、その検討結果を報告するものである。

## 2. 協議検討の経緯

庁内委員会では、見直し作業の観点として、『現行の条文の施策が、機能しているか』『制定後、社会変化に伴い新たな施策を盛り込む必要はないか』『条例の構成上、標記等の不備はないか』の三つの視点から検証することとし、現状の把握に努めた。特に、『現状の条文の施策が、機能しているか』の点では、条例の各条文についての内容や意味合いを精査しながら条例に基づく取組み状況の確認とともに、現状や課題について検証し、条文と解説ごとに本市の現状に適合しているかどうか協議した。協議は、平成25年4月から11月までの間、5回の会議を開催した。

## 3. 見直しに関する見解

富士見市市民参加及び協働推進委員会では、富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書を市長へ提出し、「自治の確立に向けた理念と市政運営の基本的事項が適切に表現されているということから、条例自体の修正及び変更の必要はない」との結論に至ったが、庁内委員会においても同様の意見である。

検証では、前回の見直しにおいて残った課題と条例に基づいた市の取組み状況に視点をおき、NPO法人等市民団体の設立時や活動拠点の支援、市民用の条例リーフレット作成、協働事業提案制度実施を目指した協議など、残っていた課題をひとつひとつ実行したこと、条例の趣旨をふまえた市民参加・協働の事業に積極的に取組み成果を得られ

たことを踏まえ、市民参加と協働によるまちづくりは着実に前進したとの見解になった。これらのことから条文については、市民参加・協働のまちづくりを推進していくうえでの理念が適切に表現されており、改正の要素がないことから、現時点においては、修正、変更は必要ないという結論となった。

また、この5年間においては、「まちづくりの進展と東日本大震災の経験を下に、地域コミュニティの意識が大きく変わりつつある。」という庁内委員会の共通した意見があった。自分の住むまちを自らの手で良くしていきたいと思う気持ちは、確実に高まっており、この変化は、これまでの10年で培った「市民参加・協働のまちづくり」の成果である。

それらを礎に、成熟した市民自治の実現のためには、先ず、地域コミュニティ活動への市民参加を高める取組みが重要である。地域では、住民が主体的にまちづくりを進め、住むまちや地域への関心、安全で気持ちの通い合う地域づくりをすることが、幅広い世代の参加意識の高まりに結びつける取組みとなる。行政は、それぞれ異なる地域の実情と特徴を尊重するとともに、地域が本来行うべき地域コミュニティ活動をより活発に行えるよう支援していく必要がある。

二つ目は、市民である事業者が地域コミュニティや市民活動・協働事業に参加できるきっかけづくりである。事業者も、地域社会を組織する一員であり、対等なまちづくりのパートナーとして、市民参加と協働を通してお互いに信頼関係を深め、学びながら成長することが活力あるまちづくりにつながる。

今後、本市は大きく変化する可能性を持っている。これからの5年間を見据えた時に、自立した富士見市の進展を図るため、一層、市民参加と市民・行政の協働をすすめ、市民の求めを的確に捉え、変化の時代に柔軟に対応していく行政の姿勢が求められる。

そのためには、市は自治基本条例の理念にもとづく、より積極的で具体的な取組みをすすめる必要があり、そのためにも庁内委員会がしっかりと牽引役を果たすことが求められる。

なお、条例の解説書についても、目的を果たす意識を育むよう、より分かりやすく修正し、市民と行政の相互理解を図り、今後に生かせるものにする。また、運用部分では、以下の点を改善するように取り組むこととする。

- 1) 市民である事業者の役割の明記
- 2) パブリックコメントにおける効率的な事務をめざした運用の改善
- 3) 自主的なまちづくり活動の促進につながる可能な限りの情報提供
- 4) 市民にわかりやすい解説・資料の作成

## ■ 富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市自治基本条例(平成16年条例第9号。以下「条例」という。)に基づく市民参加及び協働のまちづくりを推進するため、市民参加及び協働推進庁内委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、市民参加及び協働のまちづくりの推進に必要な事項の検討及び調整に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(作業部会)

第6条 委員会は、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会の指名する者をもって組織する。

3 作業部会は、委員会の指示に基づき、調査、研究等を行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、自治振興部協働推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

委員会の構成

委員	総務部	1人	それぞれの部、室等の副部長又は課長の職(これらの職に相当する職を含む。)にある者
	総合政策部	1人	
	自治振興部	1人	
	市民生活部	1人	
	子ども未来部	1人	
	健康福祉部	1人	
	まちづくり推進部	1人	
	建設部(水道課含む。)	1人	
	出納室、議会事務局及び監査事務局	1人	
	教育委員会	1人	

■平成25年度 委員名簿

(事務局：協働推進課)

所属部	役職	氏名	備考
総務部	職員課長	大熊 経夫	
総合政策部	副部長兼政策企画課長	島田 臣己	
自治振興部	協働推進課長	新井 茂昭	委員長
市民生活部	市民課長	小久保 由明	
子ども未来部	みずほ学園長	稲益 伸二	
健康福祉部	健康増進センター所長	久米原 明彦	
まちづくり推進部	まちづくり推進課長	斉藤 寛	
建設部	副部長兼道路治水課長	森川 正幸	
出納室	出納室長	加治 政彦	
教育委員会	副部長兼教育政策課長	山岸 仁史	副委員長

■平成25年度 委員会開催状況

	開催日	内 容
第1回	平成25年5月31日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 委員長及び副委員長の選任について</li> <li>(2) 平成24年度審議会等の開催状況及びパブリックコメントの実施状況について</li> <li>(3) 平成25年度審議会等の公募委員及びパブリックコメントの募集予定について</li> <li>(4) 市民参加・協働事業の調査(案)について</li> <li>(5) 市民参加及び協働推進市民懇談会の協議内容について</li> <li>(6) 今期の協議内容とスケジュールについて</li> <li>(7) 自治基本条例の見直しについて</li> </ul>
第2回	平成25年7月31日(水)	自治基本条例の見直しについて ・前文～第4章(前文・第1～11条)
第3回	平成25年8月23日(金)	自治基本条例の見直しについて ・第5章～第8章(第12～29条)
第4回	平成25年10月7日(月)	自治基本条例の見直しについて ・意見のまとめ
第5回	平成25年11月28日(木)	自治基本条例の見直しについて ・自治基本条例の見直しに関する報告書(案)について
	平成26年1月7日(火) 平成26年1月22日(水)	自治基本条例の見直しについて ・自治基本条例の見直しに関する報告書(案)の確認